二　有線テレビジョン放送事業者の指定の失効

有線テレビジョン放送事業者の名又は名称	指定番号	指定の効力を失った年月日
北海道公立大学法人札幌医科大学	第ＨＫ００２０―００１９号	平成二十四年八月三十一日
株式会社アマダ	第ＫＴ００１４―００１４号	平成二十四年七月三十日

東西セレクト・ワン有限会社	第ＫＴ００１６―００１６号	平成二十四年九月二十四日
日本ＧＥ株式会社	第ＫＴ００３５―００３５号	平成二十四年八月二十八日
株式会社エスエルタワーズ	第ＫＴ００３６―００３６号	平成二十四年八月二十四日
埼玉吹上団地自治会	第ＫＴ０１３４―０１３３号	平成二十四年九月十二日
株式会社神藤ビル	第ＫＴ０１７３―０１７２号	平成二十四年七月十一日
株式会社田無タワー	第ＫＴ０１９８―０１９７号	平成二十四年七月五日
凸版印刷株式会社	第ＫＴ０２４５―０２４１号	平成二十四年九月十日
日本ビューホテル株式会社	第ＫＴ０２８１―０２７７号	平成二十四年七月十二日
野田市福田地区テレビ共同受信組合	第ＫＴ０２８８―０２８４号	平成二十四年七月十三日
株式会社フジタ	第ＫＴ０３２１―０３１７号	平成二十四年七月十二日
富士通株式会社	第ＫＴ０３２２―０３１８号	平成二十四年七月二日
三井住友建設株式会社	第ＫＴ０３３６―０３３２号	平成二十四年七月二日
ルッシュ磯子管理組合	第ＫＴ０３７１―０３６７号	平成二十四年九月二十五日
神戸市	第ＫＫ００４７―００４３号	平成二十四年八月二十九日
石清尾テレビ共同受信施設組合	第ＳＫ０００７―０００７号	平成二十四年八月一日

○外務省告示第二百五十五号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、平成二十五年七月十日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

平成二十五年七月二十六日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

失効年月日	発行年月日	旅券番号
平成25年7月10日	2012年2月10日	TK6268501

○財務省告示第二百四十二号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十五年六月十三日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十五年七月二十六日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第十三回	一億円	百円二十銭
〃	〃	五十二億円	百円三十銭
〃	第十四回	五億円	百円四十銭
〃	第十六回	四億円	百円二十四銭